土地区画整理事業にともなう住所変更のお知らせ

安慶名土地区画整理事業による換地処分により施行区域内の土地の地番や家屋の番号が変更になります。【変更日:令和5年10月7日(土)】

それに伴い、下記図面のとおり施行区域内の字田場地区にお住まいの方の住所や、区域内に本籍を置く方の本籍も変わります。うるま市役所に備えてあります公簿類(住民票、戸籍等)については、市が自動的に書き換えを行いますが、住所がかわることにより生じる諸手続きはご自身で行わなければなりません。(手続きの例は別紙『土地区画整理事業換地処分に伴う住所変更手続き一覧参照)

対象となる区域(施行区域)

○安慶名土地区画整理事業施行区域



」下表のものについては、市役所・法務局・日本年金機構で書き換えますので、手続きの必要はありません。

| 項目(公簿名) | 変更箇所 | 担当機関 | 説明 |
|---------------------------------|-------------------|--------------------------|---|
| 戸籍簿、住民基本台帳(住民票) 印鑑登録原票等 | 本籍欄または住所欄 | うるま市市民課 TEL. 973-3206 | 事業施行区域内にお住まいの方の戸籍・住民票等は市役所 において、新しい本籍、住所に書き換えられます。 |
| 土地・建物登記簿(【表題部】のみ) 《土地・建物の所在》 | 表題部の所在番号 家屋番号等 | 那覇地方法務局沖縄支局 | 事業施行区域内の土地・建物登記簿(【表題部】のみ)は、法 務局において、新しい所在地番、家屋番号、地籍及び地目に 書き換えられます。(ただし、所有権登記名義人などの住所欄 は本人による手続きが必要です。) |
| 国民年金原簿 | 住所欄 | 日本年金機構 | 事業施行区域内にお住まいの方で、国民年金に加入している 方(第1号被保険者)の住所変更手続きは、市役所が日本年 金機構へ届書を提出します。その後、日本年金機構において 新しい住所に書き換えられます。 |

※登録免許税の免除 換地処分による住所変更のための登記の場合は変更証明書があれば、登録免許税が免除されます。

※登記簿の閉鎖 区画整理の換地処分による登記簿書き替えのため、施行区域内の登記簿が3ヶ月程度閉鎖されます。一般の所有権移転、 抵当権の設定・抹消等の登記は一時的に閉鎖されますのでご注意ください。

※変更証明書の発行について (無料) 変更通知書で変更の諸手続きができない場合に変更証明書の発行を申請するようお願いします。

・住所変更証明書 都市政策課又は市民課 本庁及び各出張所(石川・与那城・勝連) TEL.923-7620又はTEL.973-3206

・戸籍の変更証明書 市民課 本庁及び各出張所(石川・与那城・勝連) TEL.973-3206

・法人等の所在地変更証明書 市民税課 TEL.973-5382・土地の所在(地番)変更証明書 都市政策課 TEL.923-7620

◎固定資産関係の証明については令和6年4月1日以降でなければ新地番への更新がされませんので、土地の所在(地番)変更証明書が必要な方は都市政策課にて申請してください。

※固定資産税について現況地目見直し等により税額が変動する場合があります。詳しくは資産税課(TEL.973-5394)へお問い合わせください。

※借家人の方へ

換地処分により土地の地番が変更になり住所が変わることを、家主や不動産会社の方に連絡するようお願いします。

土地区画整理事業換地処分に伴う住所変更手続き一覧 (その1)

| このような事は (項目) | だれが (該当者) | どこへ (申請先) | 何を持って (必要書類) | いつまでに (申請期限) | |
|--|---|--|--|---|--|
| 国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用認定 証 後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療限度額適用認 定期 後期高齢者医療特定疾病療養 受療証 | - 被保険者証・限度額適用認定 証・特定疾病療養受療証をお持 ちの方 | うるま市国民健康保険課 tel.973-3202(賦課資格係) tel.989-5347(国保給付係) うるま市国民健康保険課 後期高齢者医療係 tel.973-3177 | ○被保険者証・限度額適用認 定証・特定疾病療養受療証 ○別世帯の方が手続きをされる 場合は委任状が必要です。 | 現在のままでも使用することができますが、本人確認用で使用している等、被保険者証等の住所変更が必要な方は手続きを行ってください。 | |
| 国民年金・厚生年金・船員保険 年金を受給している方の住所変 更 | 国民年金・厚生年金・船員保険 年金を受給している方 (マイナンバー取得済の方は除 く) | うるま市市民課 本庁 国民年金係 tel.973-5498 コザ年金事務所 tel.933-2267 | 〇年金受給権者住所変更届 (市民課国民年金係に備えてあ ります) 〇身分証明書 〇別世帯の方が手続きをされる 場合は委任状が必要です。 | すみやかに変更手続きしてく ださい。 | |
| 厚生年金、船員保険年金に加 入している方の住所変更 | 厚生年金、船員保険年金に加 入している方 ※扶養されている配偶者も含む | 各勤務先に直接ご確認の上、すみやかに変更手続きしてください。 | | | |
| 共済年金に加入している方や 受給している方の住所変更 | 共済年金に加入している方や、 受給している方 ※扶養されている配偶者も含む (受給者で住民票コード収録済 の方は除く) | 各共済組合に直接ご確認の上、すみやかに変更手続きしてください。 | | | |
| 60歳以上で年金を受給してい ない方の住所変更 | 60歳以上で年金を受給してい ない方 | コザ年金事務所 tel.933-2267 | 〇住所変更届 (コザ年金事務所に備えてあります) 〇身分証明書 〇基礎年金番号がわかる書類 (年金手帳等) ※代理の方が手続きする際は、 必ず事前にコザ年金事務所へ ご確認ください。 | すみやかに変更手続きをし てください。 | |
| マイナンバーカード 住民基本台帳カード | 各カードをお持ちの方 ※注. 写真入りのカードのみ | うるま市市民課 本庁・石川・与那城・勝連出張 所 tel.973-3206 | 〇各カード 〇カード暗証番号の入力があり ますので原則ご本人がお越しく ださい。 | 券面へ新住所の記載及び カードへの書き込みを行い ます。来庁し、手続きをしてく ださい。 | |
| 介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証 社会福祉法人等利用者負担軽 減確認証 | 被保険者証·各受給者証をお持 ちの方 | うるま市介護長寿課 tel.973-3208 | ○被保険者証·各受給者証 | 現在のままでも使用できますが、必要に応じて来庁された際に手続きしてください。 | |
| 身体障害者手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳 | 手帳をお持ちの方 | うるま市障がい福祉課 tel.973-5452 | ○各種障害者手帳 | すみやかに変更手続きをし てください。 | |
| 自立支援医療受給者証(精神 通院・育成医療・更生医療) 重度心身障害者(児)医療費助 成受給資格者証 障害福祉サービス受給者証 通所受給者証 | 受給者証をお持ちの方 | うるま市障がい福祉課 tel.973-5452 | 〇各種受給者証 | 現在のままでも使用すること ができますが、必要に応じて 来庁された際に手続きをして ください。 | |
| 児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書 | 各受給資格者証をお持ちの方 | うるま市こども家庭課 tel.973-4983 | ○各受給資格者証 | 現在のままでも手当に影響 はありませんが、証明書とし て使用する等必要に応じて 手続きをしてください。 | |
| こども医療費助成金受給資格 者証 母子及び父子家庭等医療費助 成金受給資格者証 | 各受給資格者証をお持ちの方 | うるま市こども家庭課 tel.973-4983 | 〇各受給資格者証 | 現在のままでも使用できますが、必要に応じて来庁された際に手続きをしてください。 | |
| 介護サービス事業所、施設の 住所変更 | 各事業所 | 各指定権者 | 〇変更届出書(各指定権者の ホームページに掲載) | 変更があった日から10日以 内 | |

裏面もごらんください

土地区画整理事業換地処分に伴う住所変更手続き一覧(その2)

| このような事は (項目) | だれが (該当者) | どこへ (申請先) | 何を持って (必要書類) | いつまでに (申請期限) |
|--|--|---|---|--|
| 土地・建物登記簿【権利部】 《所有権者の住所変更登記》 《抵当権者等の住所変更登記》 | 土地・建物を所有または抵当権 等の権利者として登記している 方 | 那覇地方法務局 沖縄支局 登記部門 tel.937-3267 | 〇登記申請書 〇印鑑 〇住所(所在地)変更証明書 | 売買・抵当権設定等の際に 必要となります。期限はあり ませんが、お時間のある時 に早めに手続きをしてくださ い。 |
| 法人登記簿 《本店·支店の所在地及び代表 者、役員などの住所変更登記》 | 地番が変更された結果、登記内 容に変更を生じた法人の代表 者 | 那覇地方法務局 法人登記部門 tel.854-7130 | 〇登記申請書 〇印鑑 〇住所(所在地)変更証明書 | 法定期間内に申請してください い本店所在地・・・2週間 |
| ※変更登記完了後、市民税課へも所在地変更の届出が必要となります。 | | うるま市市民税課 tel.973-5382 | ○所在地変更届 ○印鑑 ○変更後の登記簿(写し) | 変更登記完了後すみやかに |
| ※変更登記完了後、入札参加者名簿登載者は住所変更の届出が必要となります。 | | うるま市契約検査課 tel.923-7605 | ○変更届 ○変更後の印鑑証明書(写し) ○変更後の登記簿(写し) | 変更登記完了後すみやかに |
| 自動車等運転免許証 | 運転免許証をお持ちの方で、住 所または本籍に変更がある方 | うるま警察署 tel.973-0110 | ○運転免許証 ○住所変更が確認できる書類 (住所変更通知、住所変更証明書) ○本籍変更が確認できる書類 (戸籍の変更証明書,本籍の変更について(お知らせ)) ※免許証に登録されている住所または本籍が、土地区画整理事業に伴う変更前の住所または本籍と違う場合は、「住民票(本籍地変更の場合は本籍地記載)」が必要です。 | お時間のある時に早めに手 続きしてください。 |
| 自動車車検証等の住所変更 | 普通自動車を所有している方 小型二輪(251cc以上)を所有し ている方 | 陸運事務所 浦添市字港川512-4 tel.050-5540-2091 | ○自動車検査証 ○住所(所在地)変更証明書 ○印鑑 ※自動車検査証に現在お住ま | すみやかに変更手続きをし てください。 |
| | 軽自動車を所有している方 | 軽自動車検査協会 浦添市字港川512-12 tel.050-3816-3126 | いの住所以外が記載されている方(前住所が記載されている方)は、上記以外の書類が必要な場合がありますので申請先へお問い合わせください。 | |
| | 軽二輪(126~250cc)を所有している方 | ※届出済証について 陸運事務所 浦添市字港川512-4 tel.050-5540-2091 ※税金について 軽自動車協会 浦添市字港川512-51 tel.877-8274 | ○届出済証 ○住所(所在地)変更証明書 ○印鑑 ○自賠責保険証明書 ※届出済証に現在お住まいの 住所以外が記載されている方 (前住所が記載されている方) は、上記以外の書類が必要な 場合がありますので申請先へ お問い合わせください。 | すみやかに変更手続きをし てください。 |
| 生命保険及び損害保険等の住 所変更 | 保険加入者 | 各保険会社 | 各保険会社にお問い合わせください。 | |
| 預貯金通帳の住所変更 | 預貯金通帳所有者 | 各金融機関 | 各金融機関へお問い合わせください。 | |

[※]この表は主なものについて掲載しています。その他法令等により、住所変更の手続きが必要なものは、所定の手続きをして下さい。

※各種住所(所在地)変更の手続きは、<u>令和5年10月7日(土)以降</u>にお願いします。